解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

福岡市城南区南片江三丁目一七番二五―五〇二号

有限会社ビ・ジオ

清算人　東城登世子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

北九州市小倉北区鍛冶町一丁目四番一八号

有限会社微笑みの首飾り

清算人　蒲池英理子

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十八年十一月十四日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

福岡県春日市白水ヶ丘二丁目九番地

有限会社辰美住建

清算人　高山　幸代

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

茨城県取手市寺田五一三九番地

取手市土地開発公社

代表清算人　南　典男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十月三十一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

岐阜県関市洞戸市場八一六番地

宗教法人龍源院

清算人　武藤　實学

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十月二十四日京都府知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

京都府南丹市園部町船阪イヅ一一九番地の三

船阪生産森林組合

代表清算人　井尻　勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年九月十四日千葉地方裁判所木更津支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

千葉県富津市富津一三二二番地

宗教法人神習教富津永榮講社

清算人　海野　栄子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

千葉県富津市富津一三二二番地

宗教法人神習教富津永榮講社

清算人　海野　栄子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十月二十四日で解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

静岡市清水区清水村松地先新田一三番地の一

医療法人社団千尚会

清算人　宮原　宏次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十月二十一日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

岐阜県大垣市番組町二丁目一八番地の三

本明寺

清算人　沼　幸佑

第五十二期決算公告

平成二十八年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	三〇九、七九二	流動負債	二五四、三九一
固定資産	六八、三五四	固定負債	三一、二二六
合計	三七八、一四七	株主資本	七三、七一九
		資本金	二二、〇〇〇
		資本剰余金	四、〇〇〇
		利益剰余金	四七、七一九
		利益準備金	五、五〇〇
		その他利益剰余金	四二、二一九
		（うち当期純損失）	（七、五八七）
		評価・換算差額等	一八、八〇九
		合計	三七八、一四七

平成二十八年十一月二十八日

福岡県福岡市博多区半道橋二丁目七番三三号

株式会社イワサ

代表取締役　津田　博昭

配当公告

香川県高松市中山町八一一番地四

破産者　株式会社北原商会

右の者に対する高松地方裁判所平成二十六年（フ）第一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四四、六七八、五五六円

一、配当することのできる金額

金一一、九七九、六五七円

平成二十八年十一月二十八日

高松市内町一番一三号　日新内町ビル七階

破産管財人　弁護士　植松　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字有原一二九番地、最後の住所青森県八戸市旭ヶ丘五丁目一番地三三

被相続人　亡　太田　鐵也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十八日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　大輔

第34期決算公告

平成28年11月28日

秋田県秋田市広面字大袋39番地

株式会社クラフトマン

（旧商号　みちのく住器株式会社）

代表取締役　星野　宗一

貸借対照表の要旨

（平成28年3月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	54
	合計	54
負債及び純資産の部	流動負債	40,800
	株主資本	△40,746
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△10,040,746
	その他利益剰余金	△10,040,746
	（うち当期純損失）	(1,585,725)
	合計	54